

第3 分析結果の概要

1 身上関係

(1) 性別

研究対象の再犯者(以下特に断わらない限り、「再犯者」とは、本研究対象の163人を指すものとする。)の性別については、表3のとおりである。

表3 犯罪群別再犯者の性別

	総数	男性	女性
総数	163	153(93.9%)	10 (6.1%)
殺人	38	34(89.5%)	4(10.5%)
傷害・致死	50	48(96.0%)	2 (4.0%)
放火	34	32(94.1%)	2 (5.9%)
強わい・強姦	19	18(94.7%)	1 (5.3%)
強盗	22	21(95.5%)	1 (4.5%)

注 法務総合研究所の調査による。

(2) 再犯時の年齢

再犯時の満年齢^(注9)については、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳～の6世代に分類した^(注10)。

各犯罪類型群ごとの人数比較が表4及び図1、百分率を対比したのが図2である。

殺人群は、30歳代から40歳代に集中(78.9%)し、40歳代でピークを迎え、傷害・致死群は、各年代とも同程度に分散しつつ、40歳代でピークを迎え、放火群は、傷害同様に各年代に分散しつつ傷害や殺人よりもやや早い30歳代にピークを迎える傾向が認められ、また、強わい・強姦群は、20歳代から40歳代のみで100%を占め、特に30歳代に集中する(52.6%)傾向が、強盗群は、40歳代以前に集中する点が強わい・強姦群と似ているもののピークが20歳代と30歳代にほぼまたがるような形(合わせて77.3%)になる点が若干異なる。強わい・強姦や強盗のような利欲犯は、比較的若年層が多く、他は中年層を中心に分散している傾向があるといえよう^(注11)。このような年齢構成が、本件のような精神障害を負った再犯者特有のものか否かについては、再犯者一般に関して正確な対比ができるデータがないため、判断は難しいが、重大5罪種の検挙人員の犯行時年齢に関するデータ(警察統計)は一応の目安となろう。検挙人員の犯行時年齢の分布は、参考表1、参考図1、2のとおりである。

(注9) 再犯の際に複数の犯罪を行っている場合には、最初の着手時点をもって再犯時とした。

(注10) 10代を分類区分にもうけなかったのは、調査対象を選択する際に、前科歴を成人後のものに限定したことによる。

(注11) ちなみに、表4について χ^2 検定を行ったところ、殺人群の20歳代、傷害・致死群の30歳代は有意に少なく、殺人群の40歳代、放火の50歳代、強盗の20歳代が有意に多いという結果が得られた。(詳細は巻末検定表1のとおり。) χ^2 検定とは、クロス集計表の各属性間の関連の強さの有無を統計的に検討するための1つの方法のことであり、有意に多いとは、統計的に他と比較して多いといえること、有意に少ないとは、統計上他と比較して少ないといえることを意味する。

殺人群については、20歳代から50歳代まで漸増し、60歳代以降は激減している。本件研究対象の再犯者の場合に比べると、20歳代の値が高く、減少を開始する年代がより遅い点が異なる。本件研究対象を成人後の重大犯罪前科歴が1回以上ある場合に限定したため、再犯では、20歳代の値が低くなっている可能性があるが、50歳代から激減している点は再犯に特異な現象であろう（発病時期や病状の進行との関連の可能性もあるが、詳細は不明である。）。

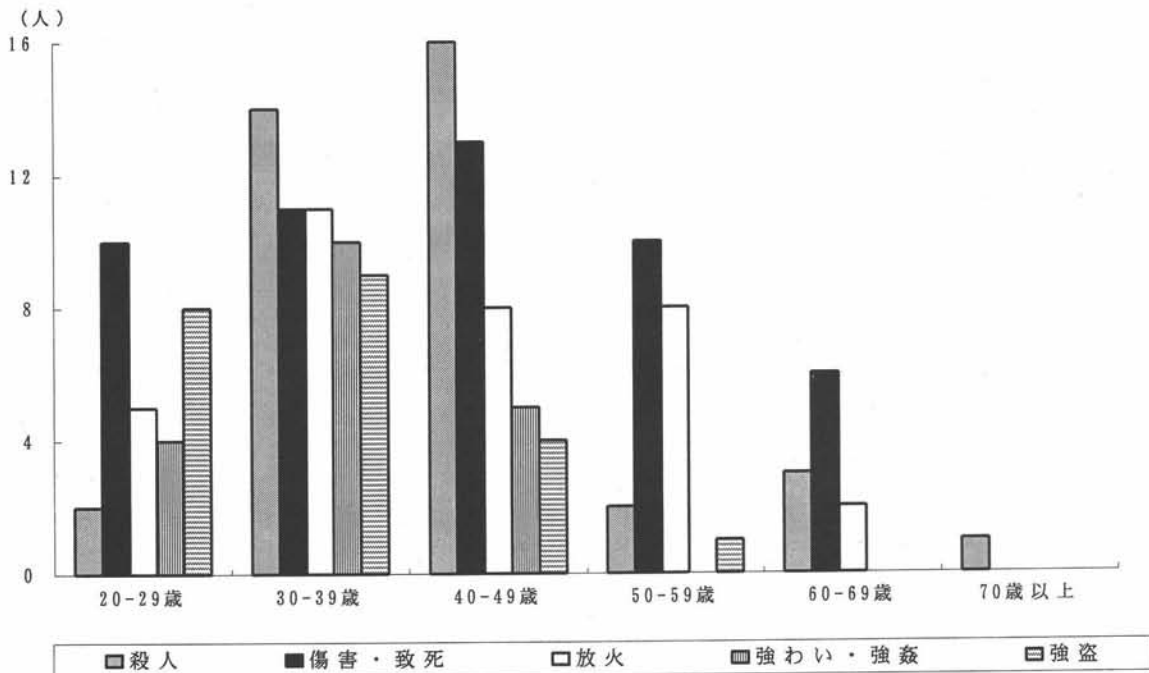
放火群に関する検挙人員の図は殺人同様の形状を示しており、他の3罪種は互いに似た形状を示しているが、20歳代の値が高い点を除けば、それぞれの罪種における本件研究対象の再犯者の傾向と著しい違いはなく、本件の再犯者の場合が特異とは言い難いようである。

表4 犯罪群別再犯時年齢層別人員

再犯時年齢	総数	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
総数	163	29	55	46	21	11	1
殺人	38	2	14	16	2	3	1
傷害・致死	50	10	11	13	10	6	—
放火	34	5	11	8	8	2	—
強わい・強姦	19	4	10	5	—	—	—
強盗	22	8	9	4	1	—	—

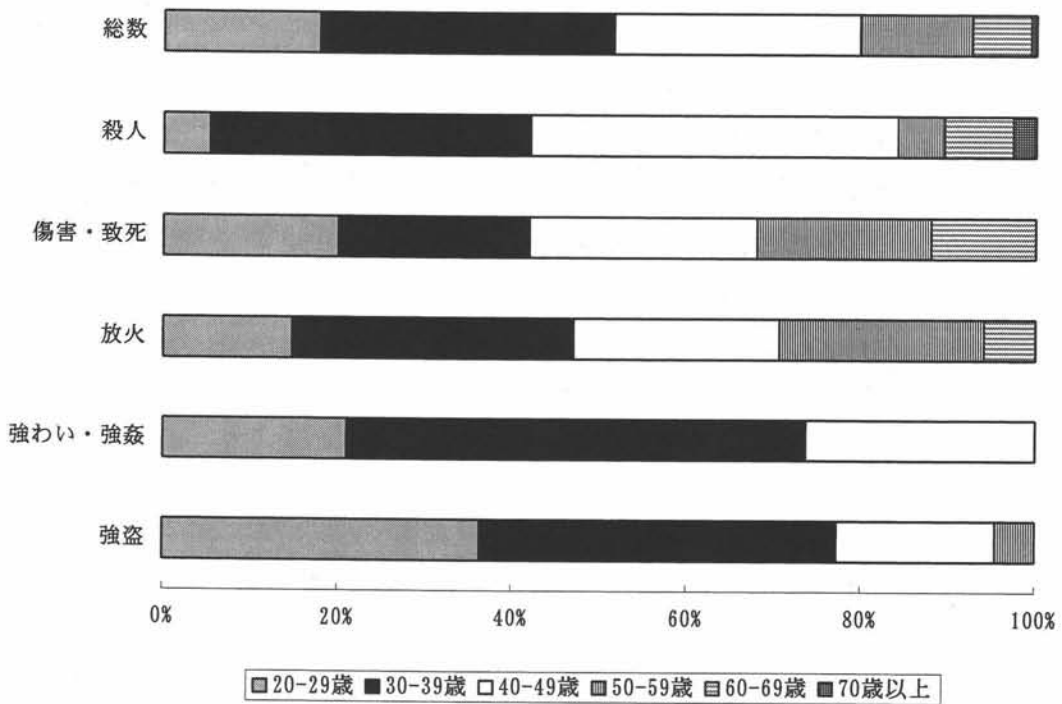
注 法務総合研究所の調査による。

図1 犯罪群別再犯時年齢層別人員



注 法務総合研究所の調査による。

図2 犯罪群別・再犯時年齢層別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

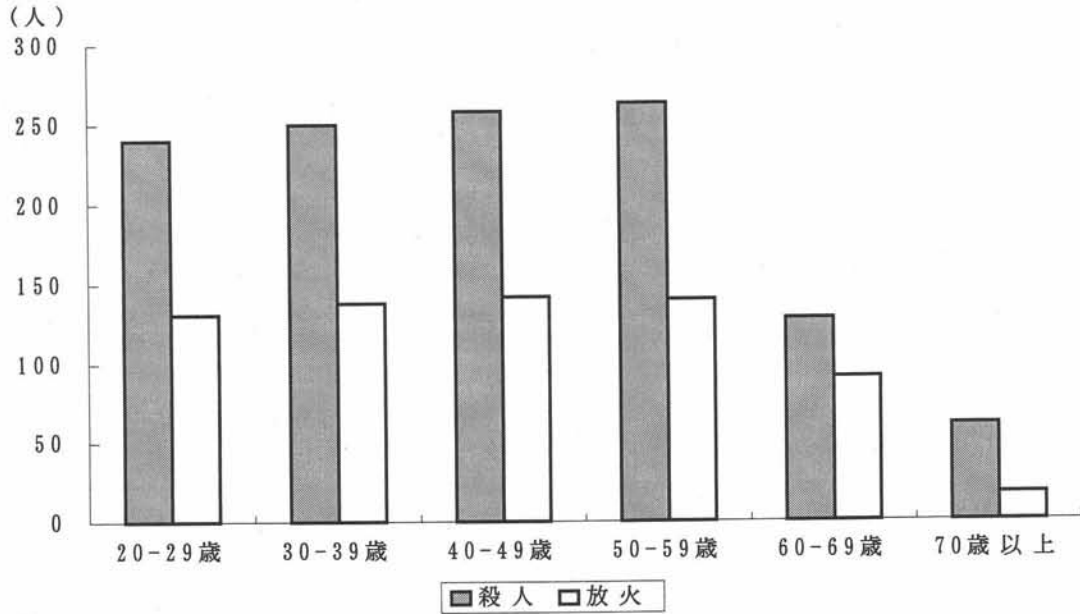
参考表1 犯罪群別犯行時年齢層別全検挙人員

(平成11年)

	総数	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
総数	19,829	7,715	4,665	3,382	2,885	960	222
殺人	1,200	240	250	258	263	128	61
傷害・致死	13,284	5,233	3,140	2,257	1,979	561	114
放火	659	131	138	142	140	91	17
強わい・強姦	2,561	1,161	689	365	236	89	21
強盗	2,125	950	448	360	267	91	9

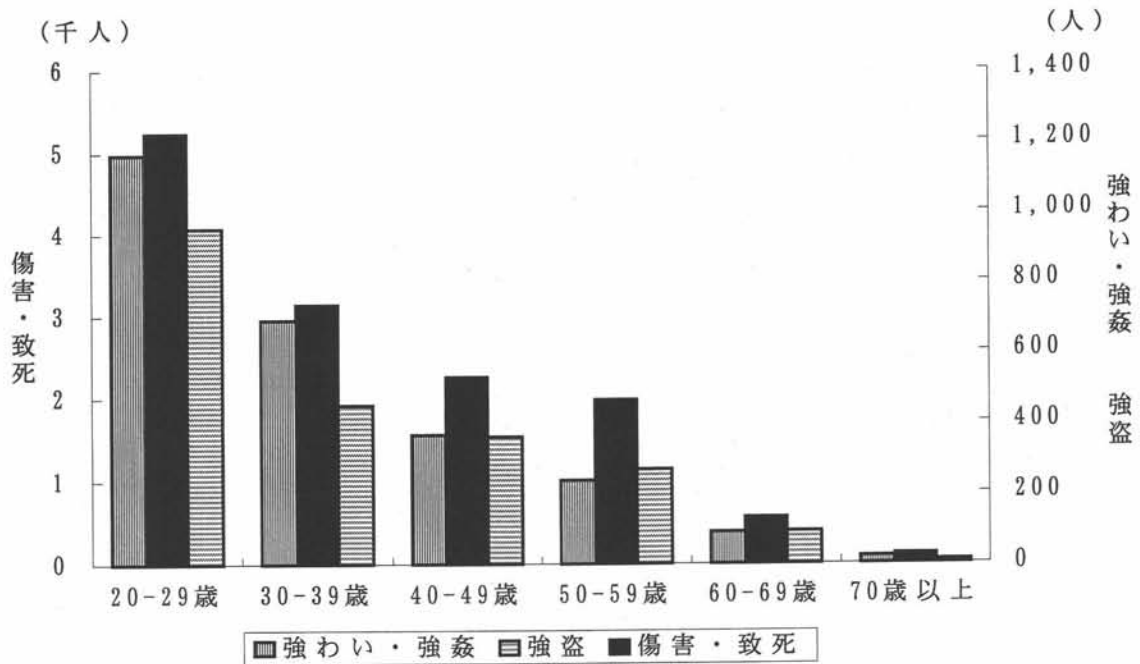
注 警察庁の統計による。

参考図1 殺人・放火別・犯行時年齢層別全検挙人員
(平成11年)



注 警視庁の統計による。

参考図2 傷害・致死，強わい・強姦，強盗別・犯行時年齢層別全検挙人員
(平成11年)



注 警視庁の統計による。

(3) 国籍・本籍地・再犯時の住居・犯行場所

ア 国籍

表5のとおり日本国籍が大部分であり、外国籍の者も日本で生まれ育ったいわゆる在日外国人である。

表5 犯罪群別国籍

	総数	日本	韓国・北朝鮮
総数	163	156	7
殺人	38	36	2
傷害・致死	50	48	2
放火	34	32	2
強わい・強姦	19	18	1
強盗	22	22	—

注 法務総合研究所の調査による。

イ 本籍地

本籍地は、出生地とは異なるが、一致している場合も多く、父母等祖先の出身地、いわゆる「ルーツ」を示すものであって、客観的で制度としても完備されている上、これと、再犯時の住居地や犯行場所とを対比することにより、出身地からの移動の有無等を推測するのに重要な情報が得られる。

各都道府県ごとの再犯者数を各高検管内別^(注12)に分類・集計した結果と人口比^(注13)で補正した結果は表6・7、図3・4・5のとおりである。

各高検管内別本籍別人口比（各高検管内を本籍地とする再犯者合計数を管内人口百万人当たりの人口比で表したものを、表7でみると、殺傷犯群（殺人群と傷害・致死群の合計）では、広島及び福岡高検管内を本籍とする再犯者の人口比の値が、他の管内に比して高く、放火群では、仙台高検管内を本籍とする再犯者の人口比の値が、強わい・強姦群では、広島高検管内を本籍とする再犯者の人口比の値が、強盗群では福岡及び札幌高検管内の再犯者の人口比の値が比較的高い。

件数が少ないことによる誤差を考慮して、対象数の多い（88件）殺傷犯と5罪種合計の分布に絞ったとしても、広島、福岡及び高松高検管内等西日本地域の人口比の値が比較的高い傾向があるように思われる。

(注12) 高検管内は検察庁の管轄区分であり、東京高検（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟の1都10県）、大阪高検（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山の2府4県）、名古屋高検（愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井の6県）、広島高検（広島、岡山、山口、鳥取、島根の5県）、福岡高検（福岡、長崎、熊本、大分、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄の8県）、仙台高検（宮城、福島、岩手、青森、秋田、山形の6県）、札幌高検（北海道）、高松高検（香川、愛媛、高知、徳島の4県）の8地区である。各地区により、人口にばらつきがあるので留意が必要である（平成11年の県別人口（総務省自治行政局基本台帳人口要覧（平成13年8月発行）に基づく）によると、東京高検管内約4,902万、大阪高検管内約2,054万、名古屋高検管内約1,399万、広島高検管内約777万、福岡高検管内約1,478万、仙台高検管内約987万、札幌高検管内約569万、高松高検管内約422万、全国合計約1億2,588万）。

(注13) 人口比で補正するに際しては、本件の研究対象数が少ないことを考慮して百万人当たりの数値を計算した。

表 6 犯罪群別・高検管内本籍別人員

(人)

	全国	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
総 数	156	49	24	11	14	30	13	6	9
殺 人	36	9	7	2	3	10	2	1	2
傷 害・致 死	48	17	6	2	8	9	3	—	3
(殺傷犯小計)	84	26	13	4	11	19	5	1	5
放 火	32	9	6	3	—	5	5	1	3
強わい・強姦	18	7	3	1	3	1	1	1	1
強 盗	22	7	2	3	—	5	2	3	—
人口(百万)	12,588	4,902	2,054	1,399	777	1,478	987	569	422

注 法務総合研究所の調査による。

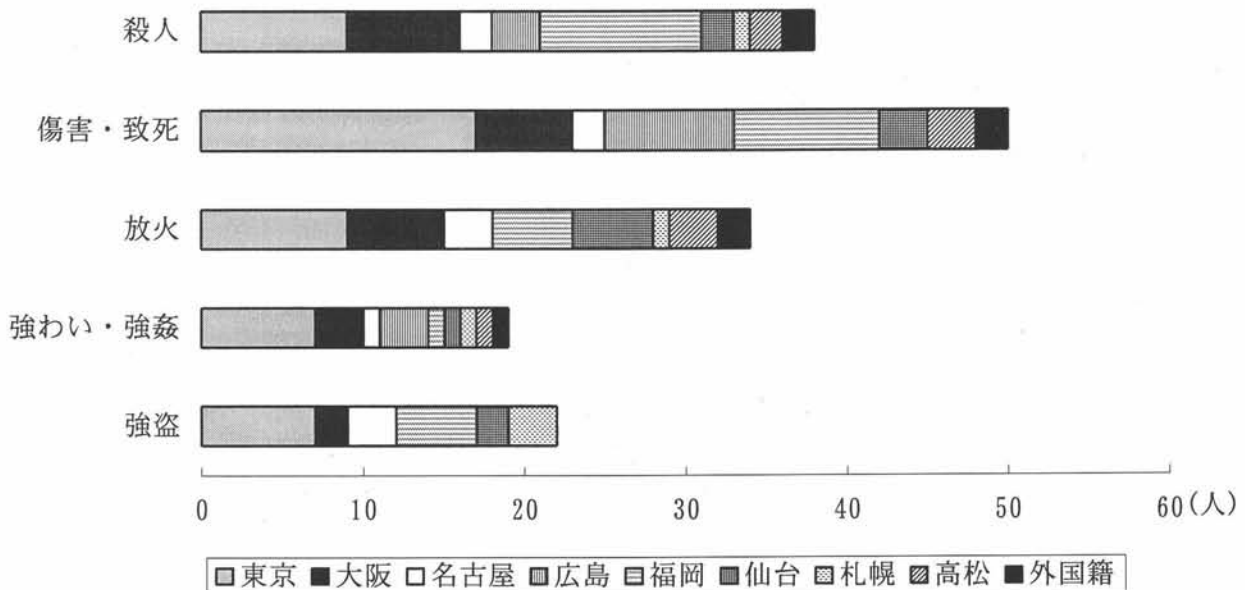
表 7 犯罪群別・高検管内本籍別人口比

	全国	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
総 数	1.24	1.00	1.17	0.79	1.80	2.03	1.32	1.05	2.13
殺 人	0.29	0.18	0.34	0.14	0.39	0.68	0.20	0.18	0.47
傷 害・致 死	0.38	0.35	0.29	0.14	1.03	0.61	0.30	—	0.71
殺 傷 犯	0.67	0.53	0.63	0.29	1.42	1.29	0.51	0.18	0.95
放 火	0.25	0.18	0.29	0.21	—	0.34	0.51	0.18	0.71
強わい・強姦	0.14	0.14	0.15	0.07	0.39	0.07	0.10	0.18	0.24
強 盗	0.17	0.14	0.10	0.21	—	0.34	0.20	0.53	—

注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。

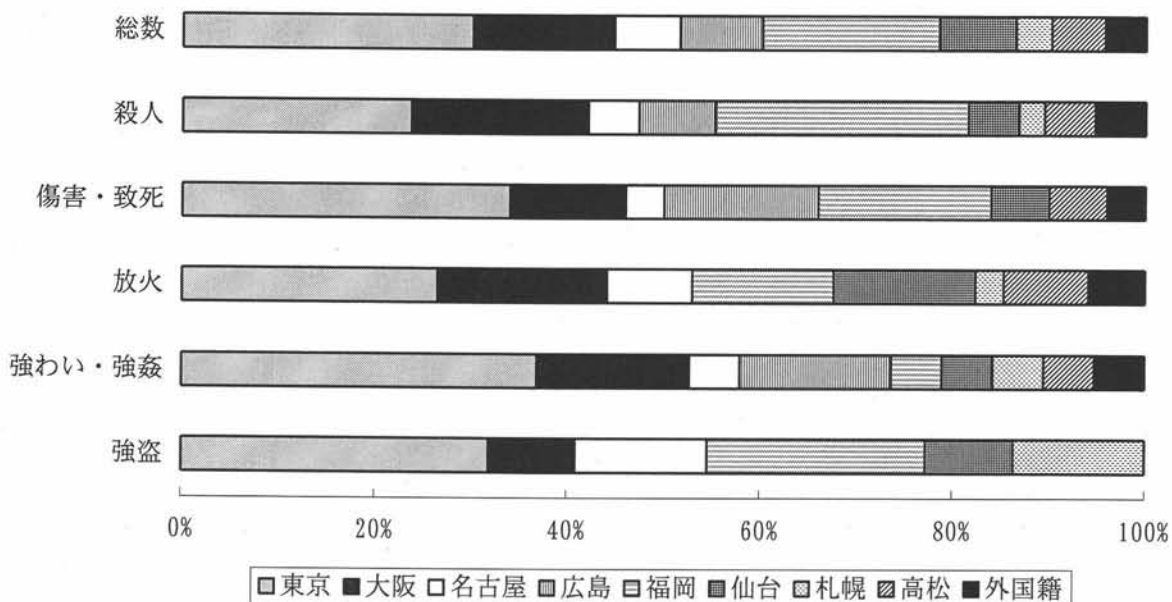
2 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

図 3 犯罪群別・高検管内本籍別人員



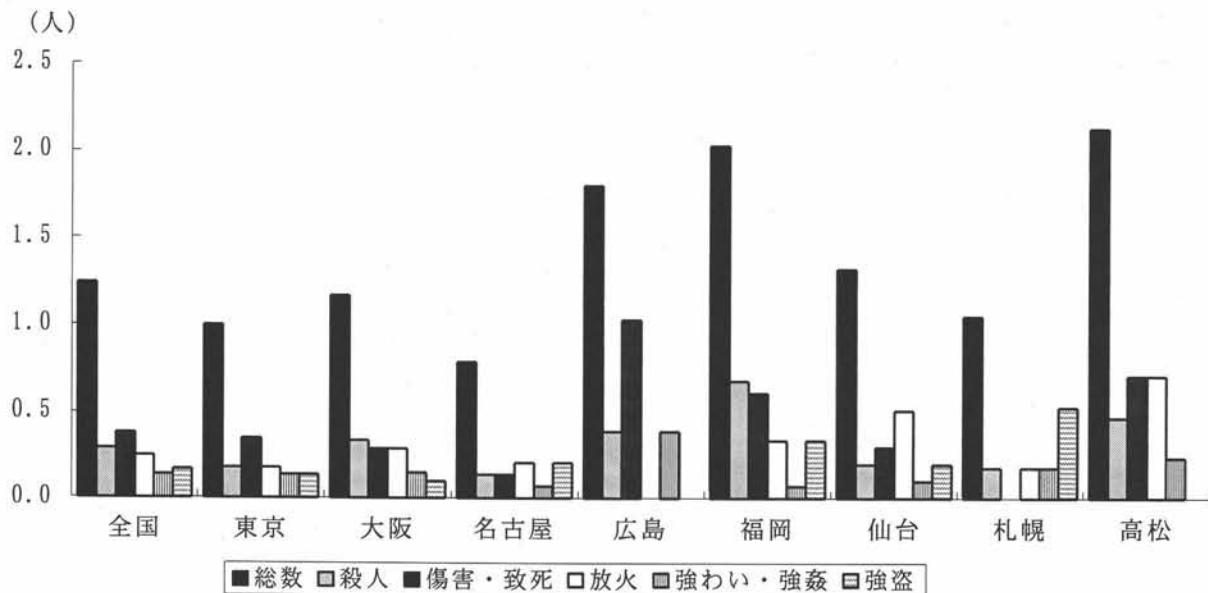
注 法務総合研究所の調査による。

図4 犯罪群別・高検管内本籍別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

図5 犯罪群別・高検管内本籍別人口比



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。
 2 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

ウ 住居地

再犯者の再犯時の住居を各高検管内別で見ると、表8・9、図6・7・8のとおりであり、人数では、東京高検管内の数の多さが目立ち、強わい・強姦群と強盗群に至っては50%を超える数が東京高検管内に集中しており、本籍地の分布と状況を異にしているものの、同高検管内に全人口の38.9%が集中していること、全国の各県出身者が首都圏に集まっている状況があると思われること等にかんがみれば、これもそれほど特異な現象ではないと思われる。

また、人口比（人口百万人当たりの人数）を高検管内別に見ると、本籍地の分布と同様に、殺傷犯の群については、広島・福岡・高松各高検管内の値が比較的高い傾向があるように思われる。

表8 犯罪群別・高検管内居住地別人員

(人)

	全国	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
総数	146	57	28	9	10	23	9	4	9
殺人	34	12	6	2	2	9	—	—	3
傷害・致死	43	13	9	1	7	8	3	—	2
(殺傷犯小計)	77	25	15	3	9	17	3	—	5
放火	33	13	7	3	—	4	3	—	3
強わい・強姦	17	9	2	1	1	1	1	1	1
強盗	19	10	4	2	—	1	2	3	—
管内人口(万)	12,588	4,902	2,054	1,399	777	1,478	987	569	422

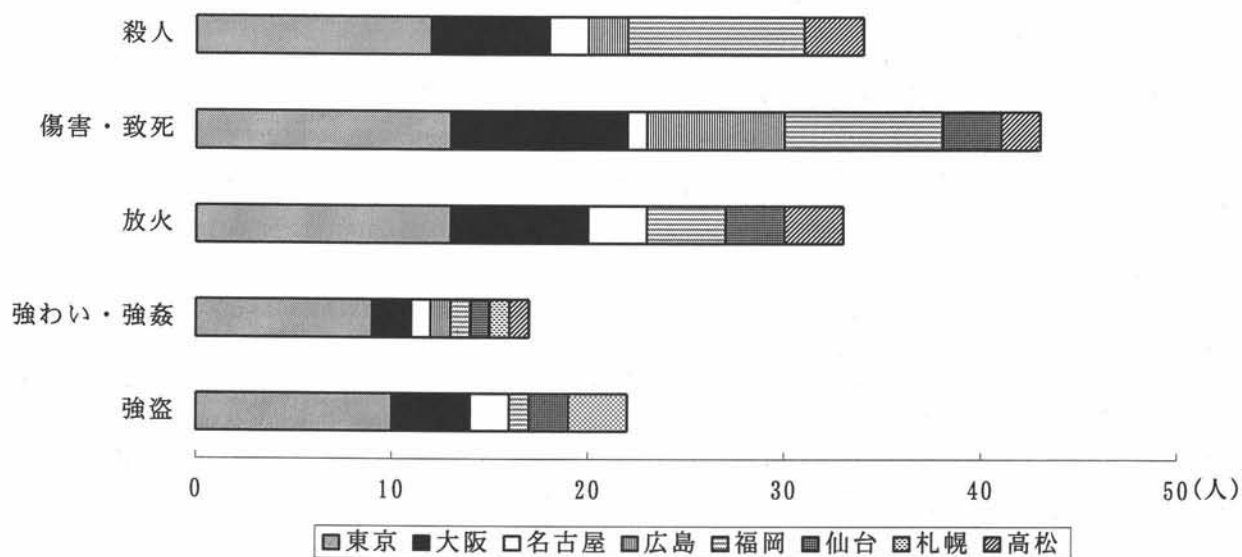
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 住所不定は除く。

表9 犯罪群別・高検管内居住地別人口比

	全国	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
総数	1.16	1.16	1.36	0.64	1.29	1.56	0.91	0.70	2.13
殺人	0.27	0.24	0.29	0.14	0.26	0.61	—	—	0.71
傷害・致死	0.34	0.27	0.44	0.07	0.90	0.54	0.30	—	0.47
(殺傷犯小計)	0.61	0.51	0.73	0.21	1.16	1.15	0.30	—	1.18
放火	0.26	0.27	0.34	0.21	—	0.27	0.30	—	0.71
強わい・強姦	0.14	0.18	0.10	0.07	0.13	0.07	0.10	0.18	0.24
強盗	0.15	0.20	0.19	0.14	—	0.07	0.20	0.53	—
管内人口(万)	12,588	4,902	2,054	1,399	777	1,478	987	569	422

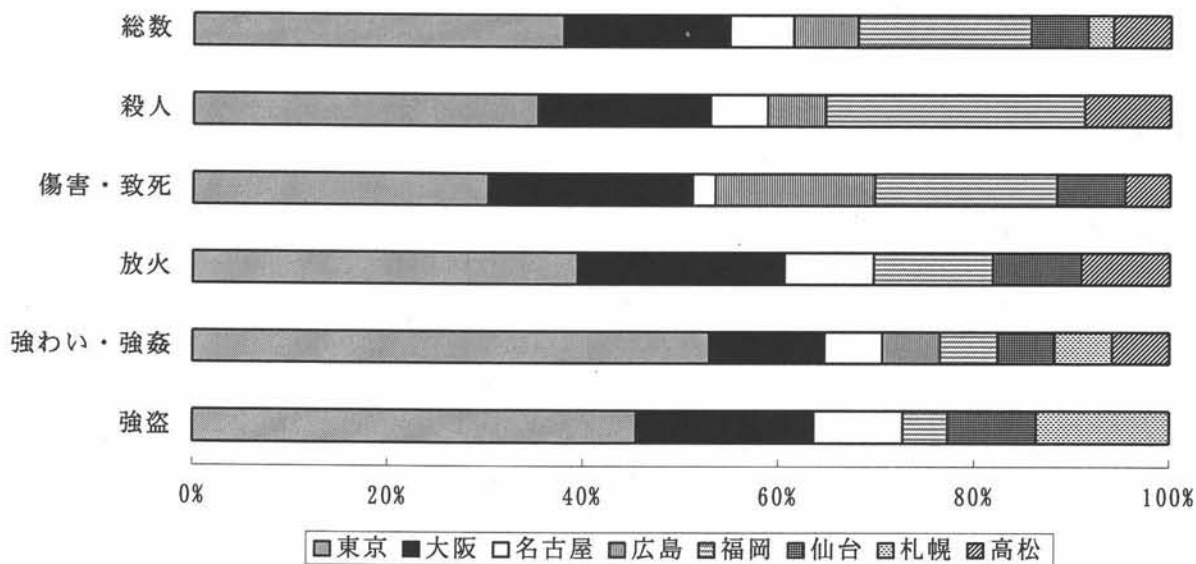
- 注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。
 2 住所不定は除く。
 3 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

図6 犯罪群別・高検管内居住地別人員



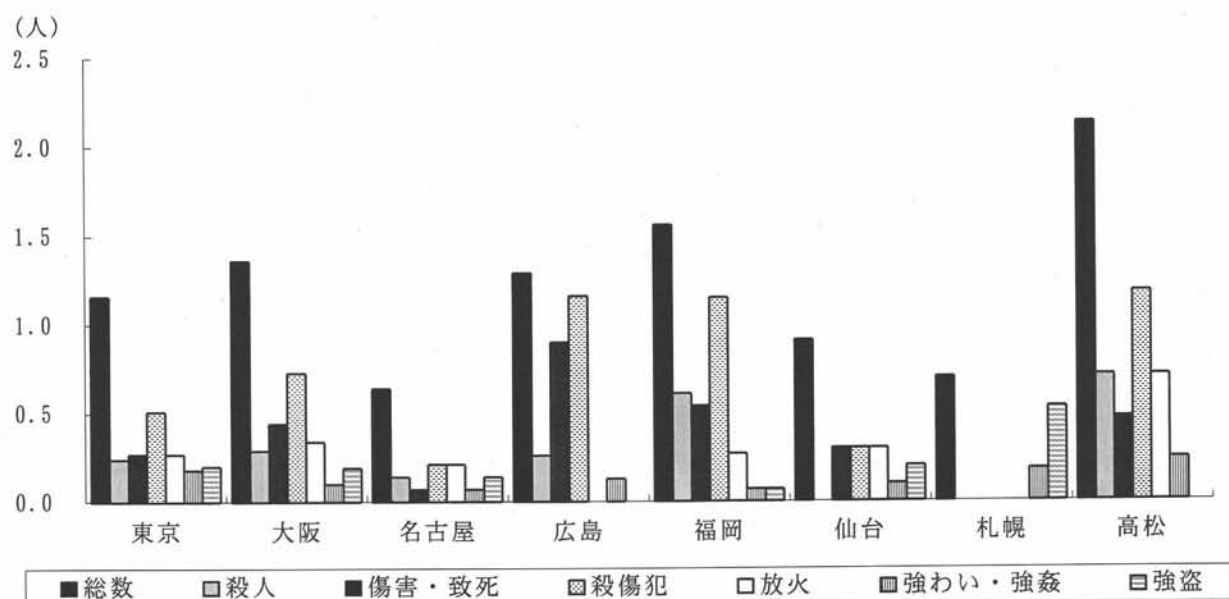
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 住所不定は除く。

図7 犯罪群別・高検管内居住地別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 住所不定は除く。

図8 犯罪群別・高検管内居住地別人口比



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。
 2 住所不定は除く。
 3 「人口比」は、再犯者の人口100万当たりの比率である。

エ 犯罪地

再犯時の最初の重大犯罪着手の際の場所を「犯罪地」としてその分布を各高検管内別に見たものが、表10・11、図9・10・11である。人数では、東京高検管内の多さが目立ち、強盗群においては50%を超えており、強わい・強姦群について大阪が若干多いほかは、ほぼ住居分布の図と同様で、東京・大阪の大都市圏を有する管内に集中し、両高検管内を合わせるといずれの犯罪群もほぼ6割前後を占めていることが分かる。また、人口百万人当たりの人口比による分布をみると、やはり住居同様に、殺傷犯及び5罪種合計で、広島・福岡・高松各高検管内の値が高い。

都道府県別の殺傷犯と5罪種合計の人数と人口比については、巻末資料2及び巻末地図1、2、3、4のとおりであり、人数で見ると、5罪種、殺傷犯とも、大都市圏を抱える人口の多い都道府県に集中する傾向があるが、人口比で見ると、殺傷犯の値が西日本で比較的高い傾向があるように思われる。

この傾向が本件の再犯者に特異なものか、あるいは一般的なものかについて厳密に検証することは難しいが、一つの試みとして、殺傷犯及び5罪種に該当する各都道府県別の地検受理事件数（研究の対象の再犯事件も含む。）^(注14)及び人口比（1万人あたり）の分布と対比することが考えられる。地検受理事件数（平成11年）と人口比の分布状況は、巻末資料3及び巻末地図5、6、7、8のとおりであり、本件の再犯者の場合とほぼ同様であり、件数で見ると、5罪種・殺傷犯とも、人口の多い大都市圏を抱える地区に多く、人口比で見ると殺傷犯の値が西日本で比較的高い傾向が認められる^(注15)。また、受理事件数全体（人

(注14) 犯罪地を管轄する地検と受理地検とは必ずしも一致するとは限らないが、5罪種については発生直後から犯罪地管轄警察が捜査・検挙し、同じ管轄の地検に送致し受理されるのが通常であり、一致していることが多いと思われる。

(注15) 地検受理事件数を人口比で見た場合、5罪種全体についても、西日本で比較的高い傾向が見られるが、これは、再犯の場合に5罪種中殺傷犯の占める割合が54%にとどまるのに対し、受理事件数では74%とほぼ3分の2を占めているため、殺傷犯の傾向が色濃く現れたことによるのではないかと思われる。

口比)と再犯者数(人口比)とを対比した図が、図12・13であり、5罪種及び殺傷犯それぞれについて図の形状が酷似している。

このような一連の結果から見ると、再犯において認められた「人口比でみると殺傷犯で西日本の値が比較的高い。」という傾向は、本件の研究対象となった再犯者に特異なものではなく、一般的な犯罪傾向に沿うものである可能性が強いものと思われる。

表10 犯罪群別・高検管内犯罪地別人員

	全国	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
総数	163	67	33	11	10	23	7	3	9
殺人	38	15	7	2	2	9	—	—	3
傷害・致死	50	18	11	1	7	8	3	—	2
(殺傷犯小計)	88	33	18	3	9	17	3	—	5
放火	34	14	7	3	—	4	3	—	3
強わい・強姦	19	8	5	1	1	1	1	1	1
強盗	22	12	3	4	—	1	—	2	—
人口(万)	12,588	4,902	2,054	1,399	777	1,478	987	569	422

注 法務総合研究所の調査による。

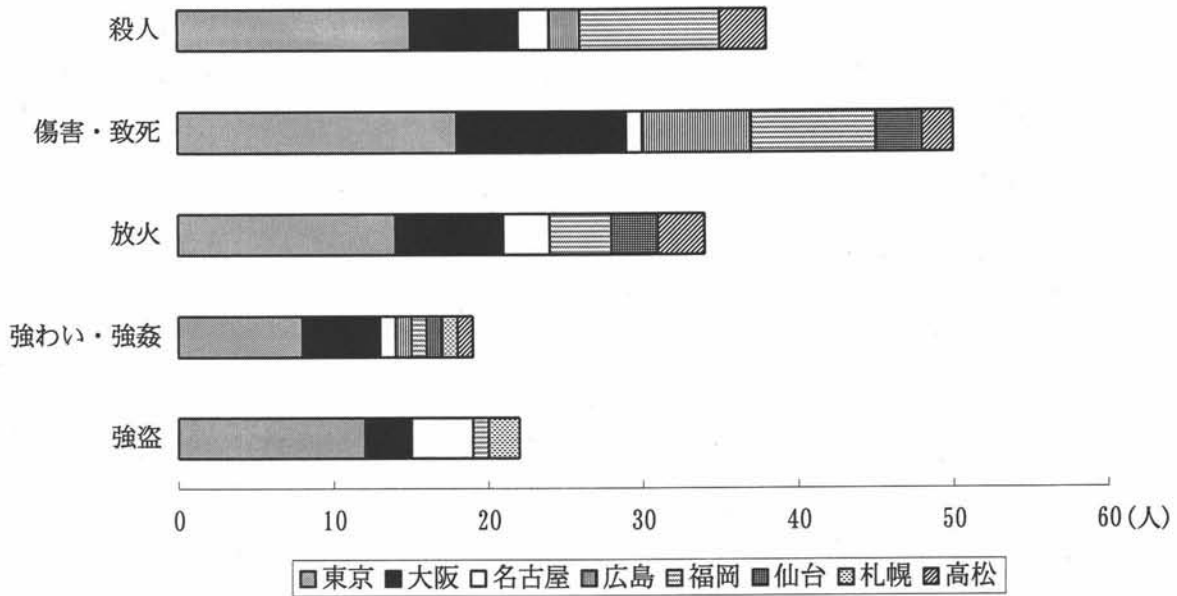
表11 犯罪群別・高検管内犯罪地別人口比

	全国	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松
総数	1.29	1.37	1.61	0.79	1.29	1.56	0.71	0.53	2.13
殺人	0.30	0.31	0.34	0.14	0.26	0.61	—	—	0.71
傷害・致死	0.40	0.37	0.54	0.07	0.90	0.54	0.30	—	0.47
(殺傷犯小計)	0.70	0.67	0.88	0.21	1.16	1.15	0.30	—	1.18
放火	0.27	0.29	0.34	0.21	—	0.27	0.30	—	0.71
強わい・強姦	0.15	0.16	0.24	0.07	0.13	0.07	0.10	0.18	0.24
強盗	0.17	0.24	0.15	0.29	—	0.07	—	0.35	—

注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。

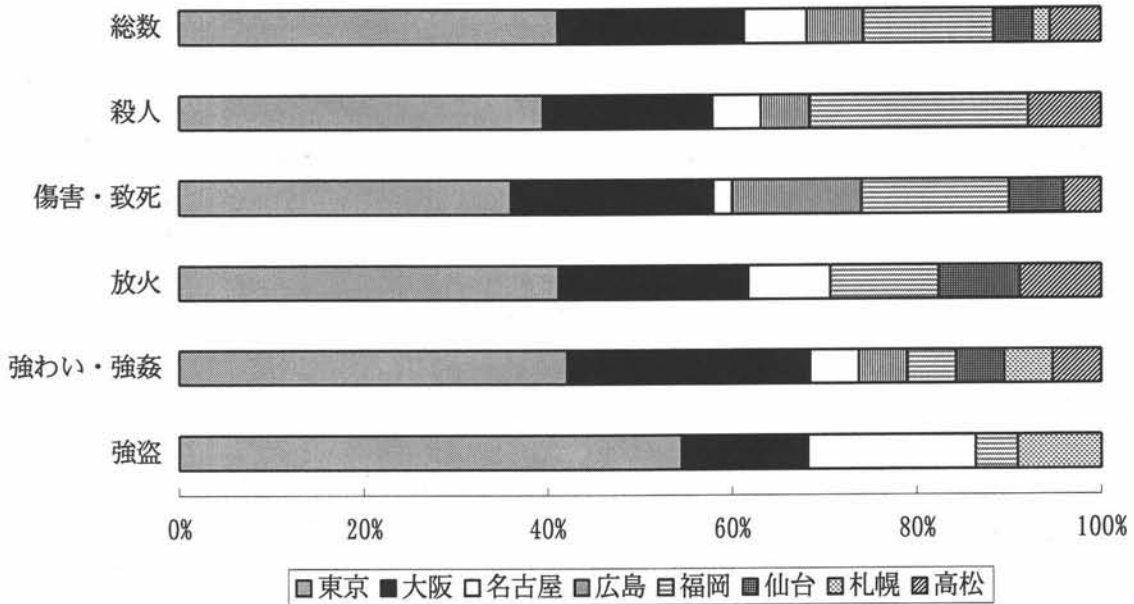
2 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

図9 犯罪群別・高検管内犯罪地別人員



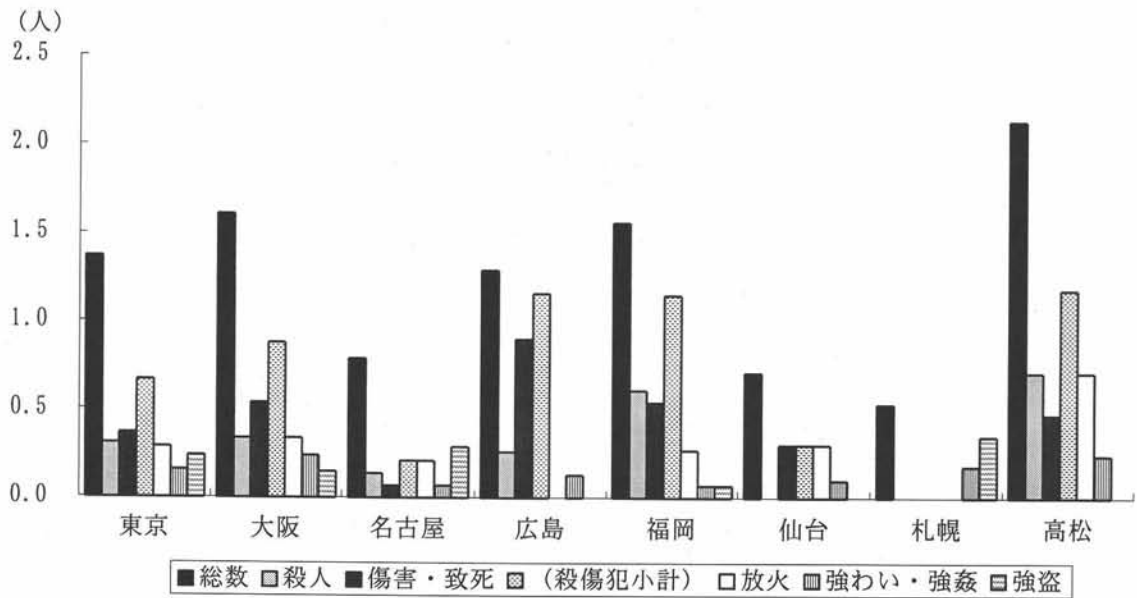
注 法務総合研究所の調査による。

図10 犯罪群別・高検管内犯罪地別構成比



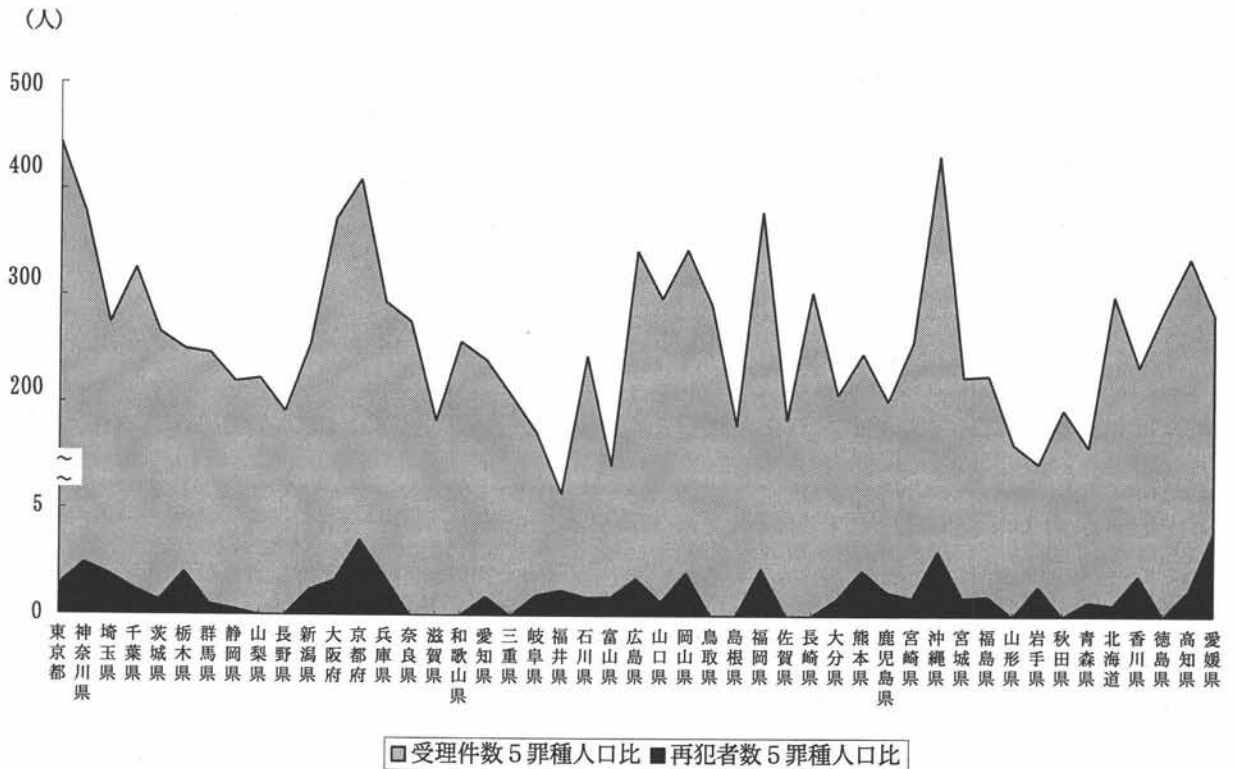
注 法務総合研究所の調査による。

図11 犯罪群別・高検管内犯罪地別人口比



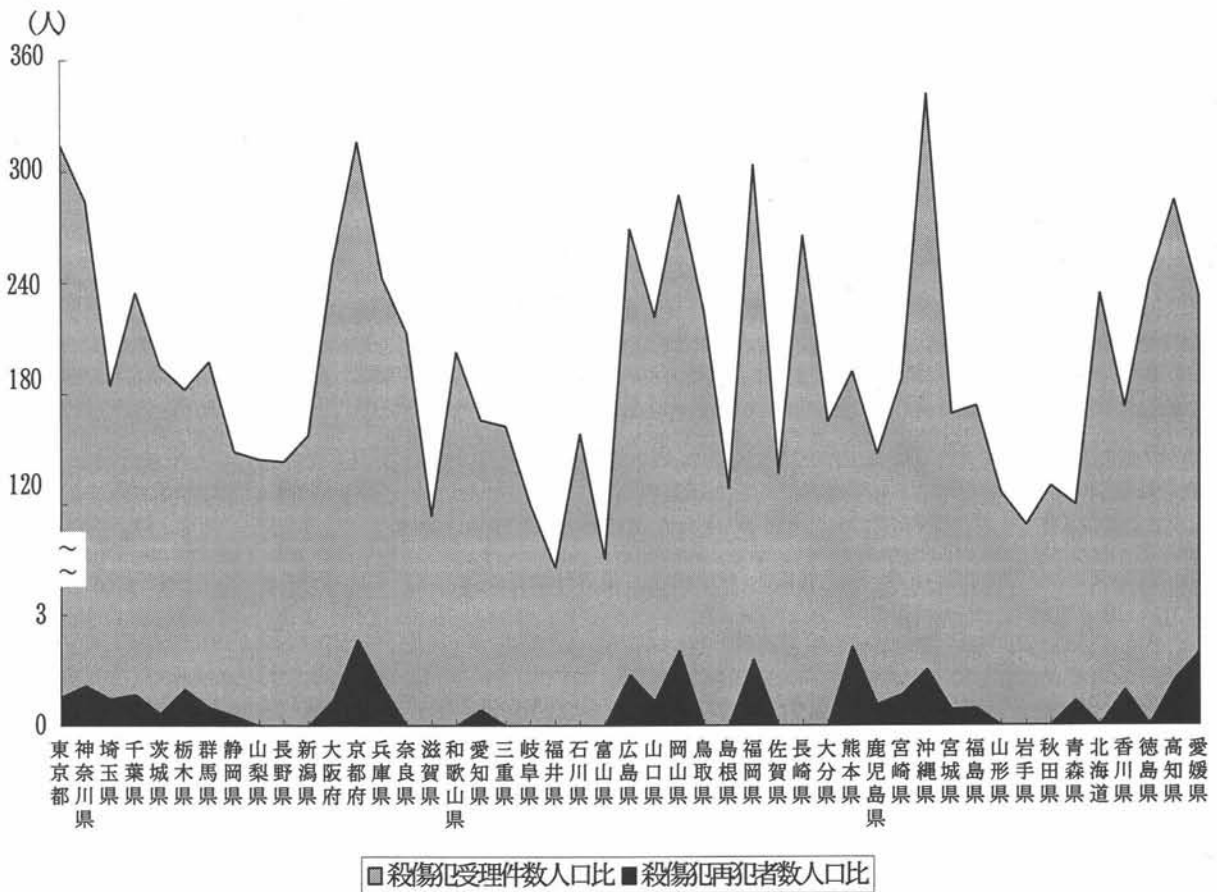
注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。
 2 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

図12 都道府県別 5 罪種受理件数及び再犯者数別人口比の対比



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。
 2 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

図13 都道府県別殺傷犯受理件数及び再犯者数別人口比の対比



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省自治行政局の資料による。
 2 「人口比」は、再犯者の人口100万人当たりの比率である。

(4) 住居種別

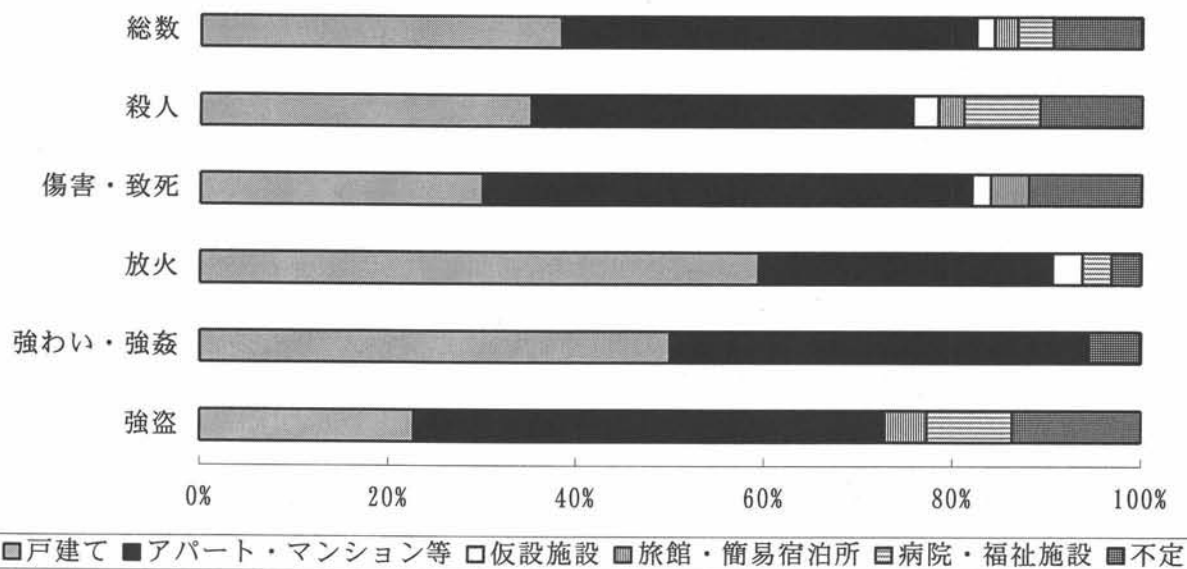
再犯時の住居の種別については、表12、図14のとおりであり、殺人、傷害・致死、強盗群では、アパート・マンション・仮設施設・病院等、共同住宅ないしは他人の共同生活者との接触が多いと思われる居住者の割合が高く、放火、強わい・強姦群では、他人との接触が比較的少ないと思われる戸建ての居住者の割合が高い。殺人、傷害・致死群については、他人との接触・軋轢が直接犯行に結びつく可能性があるのに対して、放火、強わい・強姦群については、他人との軋轢とは関係が薄い動機からの犯行が多いからであろうか。

表12 犯罪群別住居種別

	総数	戸建て	アパート・マンション等	仮設施設	旅館・簡易宿泊所	病院・福祉施設	不定
総数	159	61	70	3	4	6	15
殺人	37	13	15	1	1	3	4
傷害・致死	50	15	26	1	2	—	6
放火	32	19	10	1	—	1	1
強わい・強姦	18	9	8	—	—	—	1
強盗	22	5	11	—	1	2	3

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不明は除く。

図14 犯罪群別・住居種別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

(5) 学歴

ア 最終学歴

再犯者の最終学歴は、表13、図15のとおりであり^(注16)、平均すると約5割以上が高校以上の教育を修了していないが、強わい・強姦群の場合は、その割合が3割に留まり、他に比べると比較的高学歴である。学校の中退歴を有する者の割合は、表14、図16のとおりで、20%ないし30%程度であり、犯罪類型により差はない。

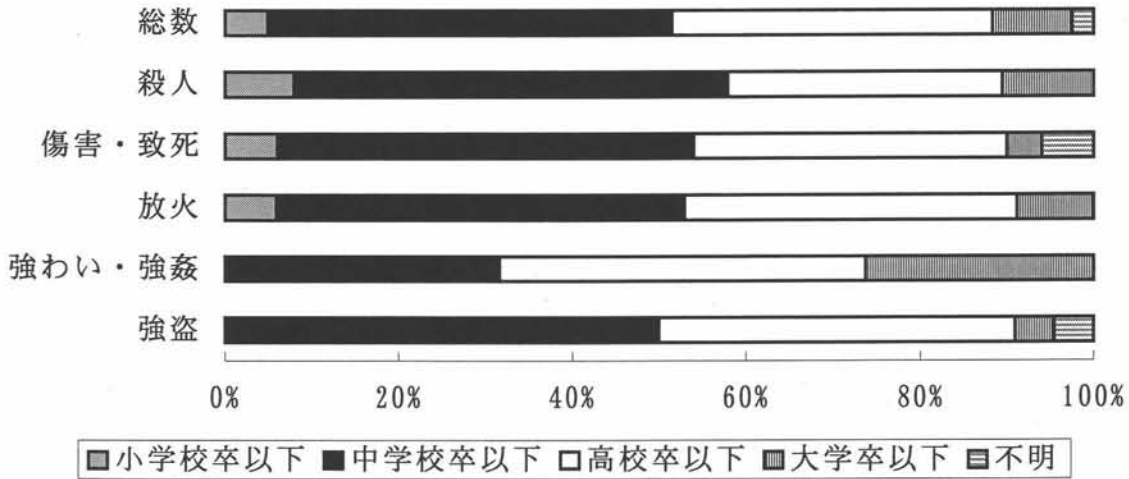
(注16) 小学校卒以下とは、小学校を卒業しているが、中学校は卒業していない者、中学校卒以下とは、中学校卒業をしているが、高校は卒業していない者、高卒以下とは、高校を卒業しているが、大学を卒業していない者、大卒以下とは大学を卒業している者、不明には、どれにも該当しない養護施設卒業等を含む。

表13 犯罪群別最終学歴

	総数	小学校卒以下	中学校卒以下	高校卒以下	大学卒以下	不明
総数	163	8	76	60	15	4
殺人	38	3	19	12	4	—
傷害・致死	50	3	24	18	2	3
放火	34	2	16	13	3	—
強わい・強姦	19	—	6	8	5	—
強盗	22	—	11	9	1	1

注 法務総合研究所の調査による。

図15 犯罪群別最終学歴構成比



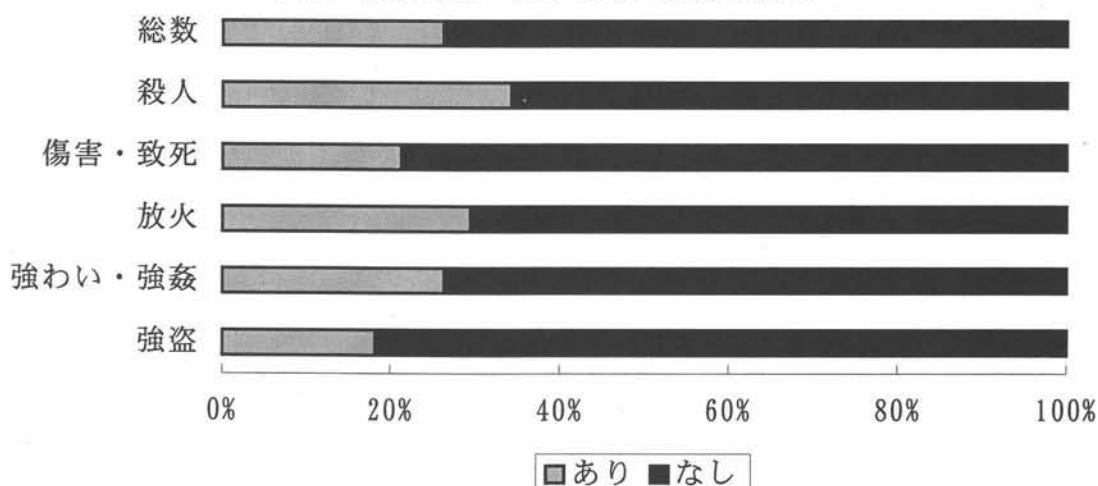
注 法務総合研究所の調査による。

表14 犯罪群別学校中退歴の有無

	総数	あり	なし
総数	160	42	118
殺人	38	13	25
傷害・致死	47	10	37
放火	34	10	24
強わい・強姦	19	5	14
強盗	22	4	18

注 法務総合研究所の調査による。

図16 犯罪群別・学校中退歴有無別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

(6) 職業・経済力

ア 再犯時の職業

再犯時の職業については、表15、図17のとおりであり、再犯時には少なくとも心神耗弱に達して是非弁別能力が減弱していることを反映しているせい、無職者が全ての類型で6割を超え^(注17)、就職している場合も、技能工を除く建設作業員等比較的単純な労働が占める割合が高いなど就労環境は厳しい状況にある。

群別に見ると、殺人、傷害・致死群に、技能工や運送関係が比較的多いのが目立つ。ある程度技能を要する仕事も行い得る状態の者が散見されるからであろう^{(注18),(注19)}。

表15 犯罪群別再犯時職業

	総数	自営	事務	店員	工具	運送関係	建設関係等技能工	建設関係その他・作業員	農業・畜産・漁業	公務員	その他有職	無職
総数	162	2	1	4	4	3	6	17	—	—	10	115
殺人	38	—	—	1	1	2	2	5	—	—	1	26
傷害・致死	50	2	1	—	—	1	3	3	—	—	1	39
放火	34	—	—	1	1	—	1	5	—	—	1	25
強わい・強姦	18	—	—	—	1	—	—	—	—	—	6	11
強盗	22	—	—	2	1	—	—	4	—	—	1	14

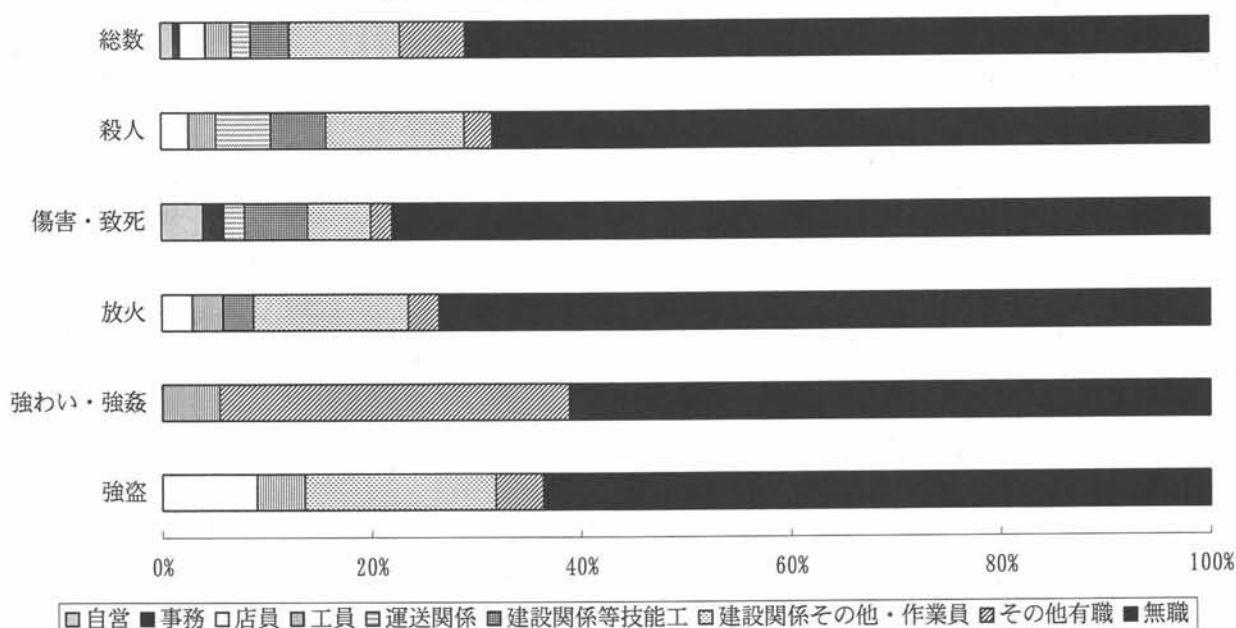
注 法務総合研究所の調査による。

(注17) ちなみに、平成11年の警察庁の統計によると、一般犯罪者の無職率は、殺人は60.0%、傷害は50.5%、放火は65.9%、強わい・強姦は34.4%、強盗は69.6%であり、強盗以外はいずれも本件再犯者の無職率が高い。

(注18) 店員にはパチンコ店や風俗店等の従業員等接客を仕事とする者を含め、工具には鍛冶工・板金工等建設関係以外の技能工を含め、建設関係等技能工には見習いも含め、建設関係その他・作業員には、沖仲仕等屋外での作業員一般を含めた。その他有職には、植木職人や板前等他の分類には入らない技能職も含めている。

(注19) 裁量・技能を要する職業として、殺人群では、タクシー運転手(2)、溶接工が、傷害・致死群では、トラック運転手、会社員、会社経営者等が、放火群には医師がいた。そのうち4人が精神分裂病、2人が薬物中毒、2人がそううつ病に罹患(1人はそううつと薬物中毒)している者であった。

図17 犯罪群別・再犯時職業別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

イ 転職回数

職業に対する適応性の目安としては、終身雇用制がまだ一般的な日本の社会では、転職回数の多寡が参考になろう。記録上明らかな転職回数^(注20)は、表16、図18、平均転職回数は、表17、図19のとおりであり、強盗や傷害・致死、放火群について4回以上の転職回数を数える者が多いのに対して、強わい・強姦、殺人群は3回以下の転職回数の者の割合が高く、また、平均転職回数でも、前者3罪種の方が後者2罪種より値が高かった^(注21)。

職業への適応性という面では、強盗、傷害・致死群の再犯者の方が、殺人群の再犯者に比べれば、より適応性に劣る場合が多いということであろうか。もっとも、前記のとおり、再犯時にはどの群も6割以上が無職となっている状態を見ると、いずれの群も一般の場合に比べれば適応性に劣っており、群間の差は程度の差に過ぎないと言ふべきであろう。

なお、職歴を事例ごとに時系列で比較してみると、いずれの群においても、当初から全く職に就いた経験のない事例は少なく、当初は就職しながら、転職を繰り返しつつ、最終的に無職への移行する者がほとんどであった。精神障害の発病時期が就職年齢より遅い場合が多く、発病、病気の進行及び重大事犯の惹起とともに、職業の選択が狭められ、遂には無職とならざるを得ない、という再犯者の窮状がうかがわれるところである^(注22)。

(注20) 不特定のものは除き、「〇〇回以上」は「〇〇回」と、「10数回」は「10回」と、「多数回」は「2回」といずれも最低ラインをもって転職回数とみなし計算した。従って、現実の転職回数は更に多いものと思われる点注意を要する。再犯時無職で転職歴不明の者は「不明」、無職で一度も就職したことのないことが記録上明白の場合は「0」とした。

(注21) ちなみに、表16について χ^2 検定を行ったところ、殺人群の1～3回、傷害・致死群の4～9回、強盗群の10回以上が有意に多いことが判明した(検定結果詳細は巻末検定表2のとおり)。

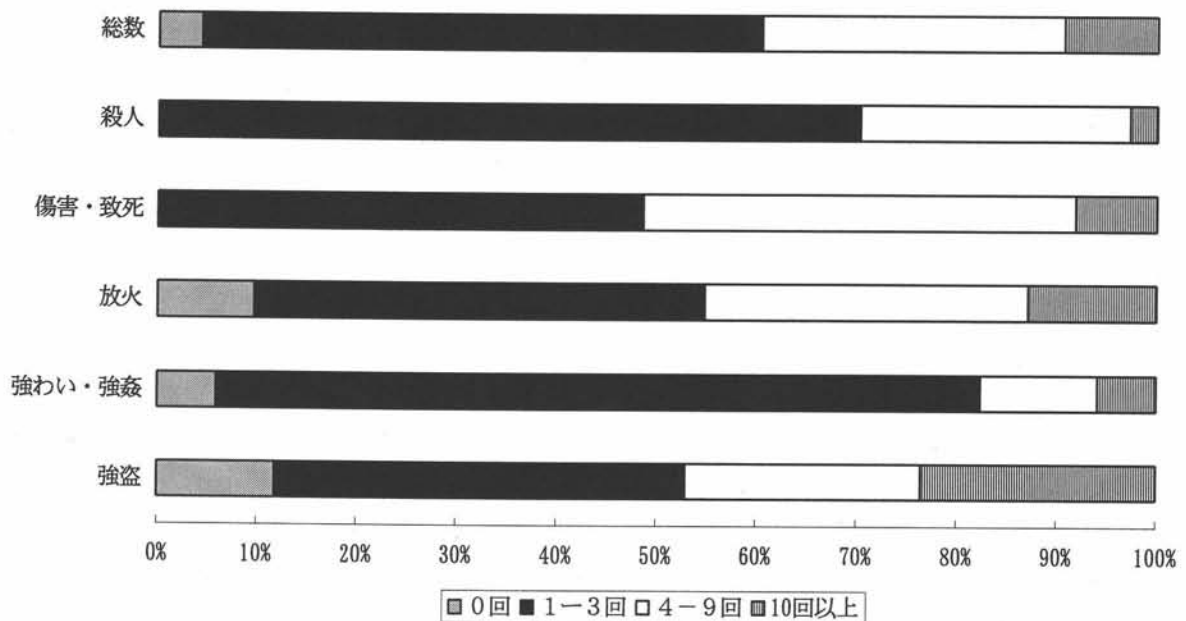
(注22) 記録上、就職の有無が不明な場合を除くと、当初から就職経験がない全くの無職者は、殺人0、傷害・致死1、放火1、強わい・強姦1、強盗2の合計5人しかいない。発病年齢の分布については、後述する。

表16 犯罪群別転職回数

	総数	0回	1～3回	4～9回	10回以上
総数	139	6	78	42	13
殺人	37	—	26	10	1
傷害・致死	37	—	18	16	3
放火	31	3	14	10	4
強わい・強姦	17	1	13	2	1
強盗	17	2	7	4	4

注 法務総合研究所の調査による。

図18 犯罪群別転職回数構成比



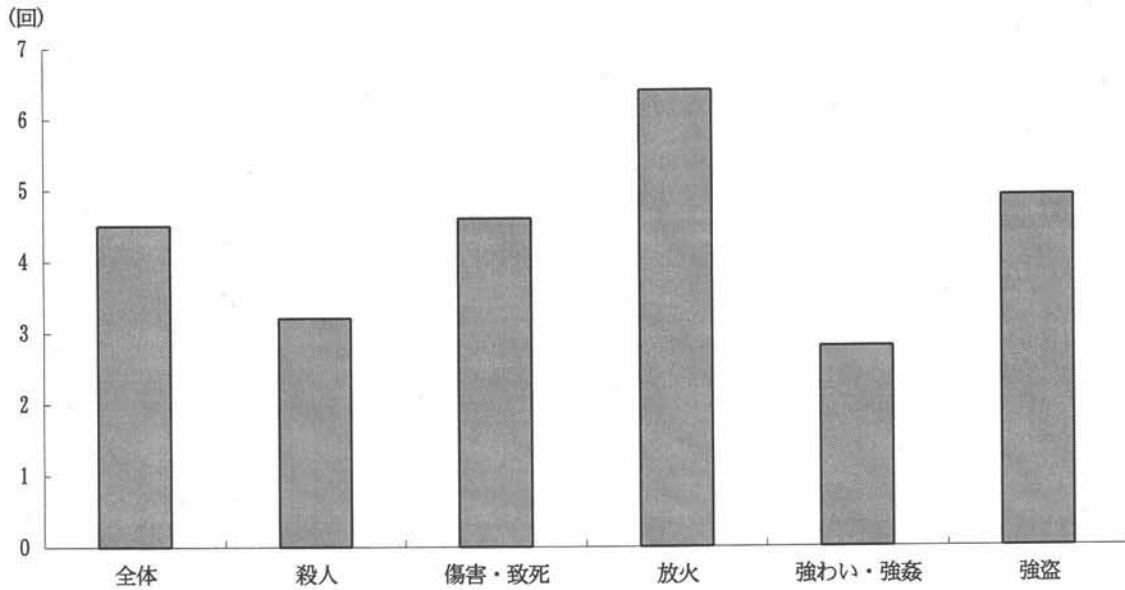
注 法務総合研究所の調査による。

表17 犯罪群別平均転職回数

全体	殺人	傷害・致死	放火	強わい・強姦	強盗
4.5	3.2	4.6	6.4	2.8	4.9

注 法務総合研究所の調査による。

図19 犯罪群別平均転職回数



注 法務総合研究所の調査による。

ウ 生活保護等受給有無

再犯者は無職者が多いため、勢い、公的扶助を受けることが多いと思われる。

生活保護及び障害年金受給者数とその割合については表18、図20・21のとおりで、数は殺人、傷害・致死群が多く、割合ではこれに加えて強盗群が高い。

放火、強わい・強姦群において、生活保護受給者及び障害者年金受給者が、数の上でも少なく、割合も低いのは、後述する同居家族の有無等と照らし合わせると、同居親族とともに生活しており、これら親族に生活の面倒を見てもらっている場合が多いためであろうと思われる^(注23)。

表18 犯罪群別生活保護等受給者数

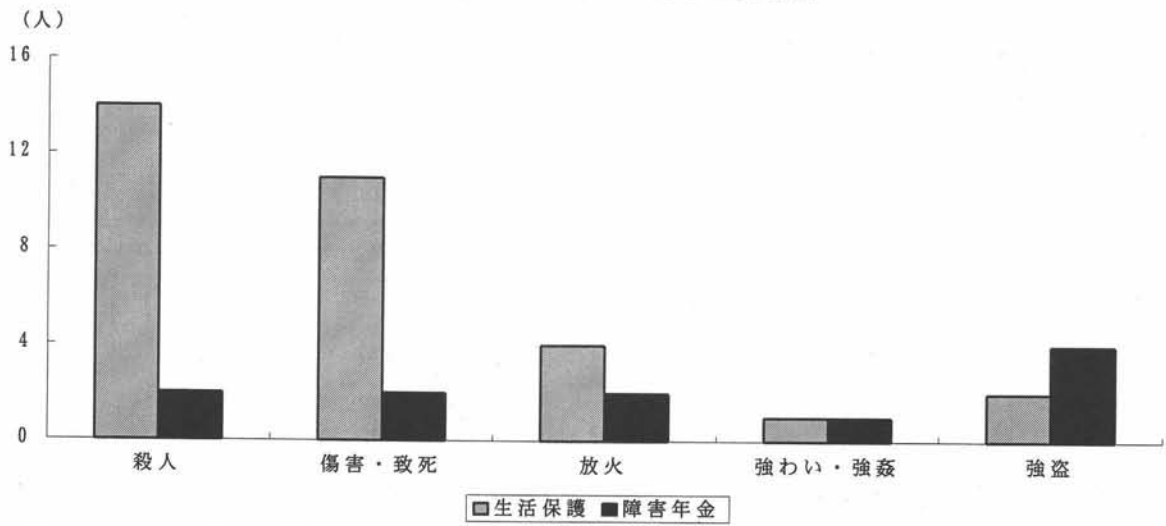
	総数	生活保護	障害年金	全体に対する比率
総数	43	32	11	26.4
殺人	16	14	2	42.1
傷害・致死	13	11	2	26.0
放火	6	4	2	17.6
強わい・強姦	2	1	1	10.5
強盗	6	2	4	27.3

注 法務総合研究所の調査による。

(注23) 親族同居者の存在する者の割合は、強わい・強姦群 (13人：68.4%)、放火群 (16人：47.1%)、強盗群 (13人：59.1%) で高く、殺人群 (11人：28.9%)、傷害・致死群 (18人：36.0%) で、低い。特に、強わい・強姦群では、父又は母との同居をしている率が高い (12人：63.2%)。

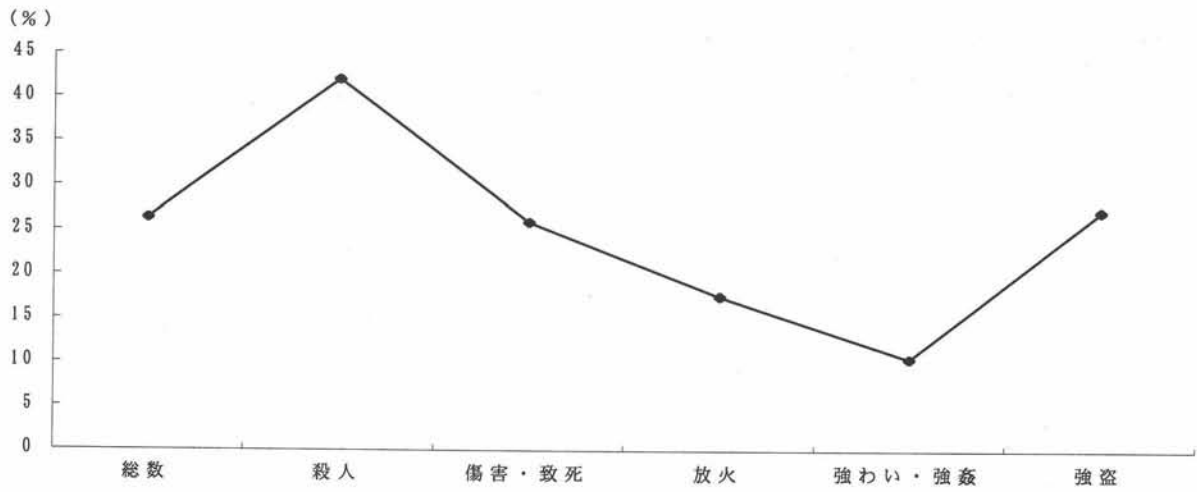
(ちなみに、父又は母と同居している者の割合は、殺人群では、8人、21.1%、傷害・致死群では、11人、22.0%、放火群では13人、38.2%、強盗群では、8人、36.4%にとどまる。)

図20 犯罪群別生活保護等受給者数



注 法務総合研究所の調査による。

図21 生活保護等受給者率



注 法務総合研究所の調査による。

(7) 家族関係

ア 婚姻関係

配偶者（内縁関係を含む）は、精神障害者を保護し、病状悪化を敏感に察知して再犯を防止する上で重要な立場にあり、配偶者がいないことは再犯を防止するためにはマイナスの要因になるのではないかと推測される。

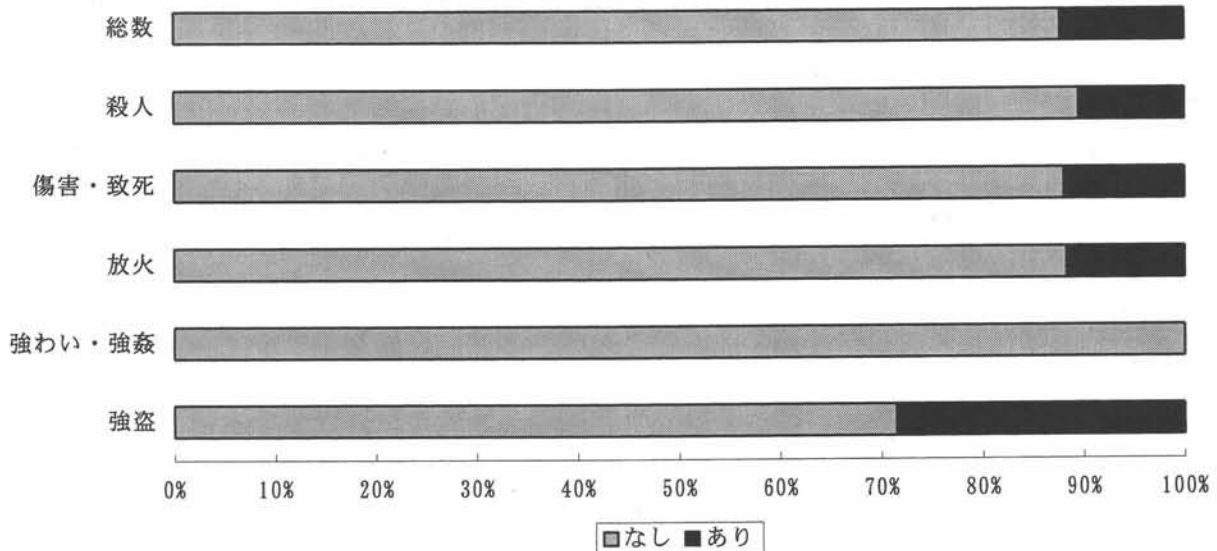
再犯者に関する配偶者^(注24)の有無については、表19、図22のとおりであり、どの類型でも少なくとも70%以上が配偶者を持たず、強わい・強姦群に至っては100%が配偶者なしという結果となっているが、これは、上記推測を裏付ける結果と言えよう^{(注25)(注26)}。

表19 犯罪群別再犯時の婚姻関係の有無

	総数	なし	あり
総数	162	142	20
殺人	38	34	4
傷害・致死	50	44	6
放火	34	30	4
強わい・強姦	19	19	—
強盗	21	15	6

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 婚姻関係には、内縁も含む。

図22 犯罪群別・再犯時の婚姻関係の有無別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 婚姻関係には、内縁も含む。

(注24) 民法上の配偶者は法律上の婚姻関係が必要であるが、本研究では、事実上の保護ないし監護関係が問題となるので、事実上の婚姻関係である「内縁関係」のあるいわゆる内妻・内夫もここでいう配偶者に含めた。

(注25) もっとも、配偶者と同居していたが、配偶者自身が暴力の標的とされ、避難のため別居するに至っている場合が、少数ではあるが存在する。シンナーを吸引して妻に暴力をふるうため別居(殺人群)、妻への暴行により妻が自殺を図ったあげく逃走(傷害・致死群)、妻はもちろん親戚筋に対する暴力が過激・執拗なために妻と義弟一家が自宅を棄てて逃走、妻がかつて当該再犯者の殺人未遂の被害者(放火)といった悲惨な事例もあり、配偶者のみでは、再犯者の暴力を抑止するには限界があることには十分留意しなければならない。

イ 同居人数・親族数

同居において生活を共にする同居人は、配偶者に限らず、精神障害者を保護し、病状悪化を敏感に察知して再犯を防止する上で重要な立場にあることは論を待たない。

特に、親族の場合は、身内のこととして親身に保護することが多く、その存在は再犯者の生活環境の中では最も重要である。

同居人数の分布状況については、表20、図23、同居親族人数^(注27)の分布状況については、表21、図24のとおりであり、いずれについても、殺人、傷害・致死群は、同居人及び同居親族なしの割合が60%を超え、平均同居人数、親族数もそれぞれ1人ないしはそれ以下と少ないのに対して、強わい・強姦、放火及び強盗群の3罪種群では、逆に同居人及び同居親族なしの割合が30～50%程度、平均同居人数、親族数が1.2～1.6人と多い。特に強わい・強姦群の同居人・同居親族ありの割合の高さが目を引く^(注28)。

殺人群や傷害・致死群の値を見ると、同居人や同居親族がいないことは、再犯の予防のためにはマイナスの要素であることが一応は推測されるものの、その反面、強わい・強姦群の場合の数値をみれば、罪種によっては、親族や同居人がいても、何らかの理由（例えば強わい・強姦や強盗群については、後述するように、被害者が面識のない他人であることが多く、勢い犯行場所が自宅ないしその周辺ではないことも多く、同居人と言えども監督しきれない場合も当然想定しうるであろう。）によって、必ずしも再犯の予防に直結しないことがあり得ると予想され、犯罪全般を通じて同居者、同居親族が存在することで再犯予防への手がかりが直ちに得られると即断することは出来ないものと思われる^(注29)。

また、少数ではあるが、同居家族の中に病弱者や精神障害者等要保護者が存在する家庭もあり、再犯者の家庭環境の複雑な一面がうかがわれる^(注30)。

(注26) 強わい・強姦群での配偶者率は0%であるが、その一方で、父又は母との同居率は、(6)ウ(注23)のとおり、他に比して著しく高く、配偶者に代わって父母が保護者としての役割を果たしていると思われる面があるので、この群については、配偶者率の低さのみにとらわれすぎないように注意する必要がある。

(注27) 「同居親族」という場合の「親族」には、法律上の親族のほか、養親子関係にない継母や内縁関係の配偶者の父母等実質的に親族同様と考えられる者も含めた。

(注28) 前記(6)ウ(注23)に記載したとおり、強わい・強姦群では、父又は母と同居をしている率が他に比して特に高い(12人：63.2%)という特徴がある。後述するとおり、精神遅滞の割合が高く、精神的に父母から独立できず、依存する傾向が強いこと、就職もなかなか困難で、経済的にも独立が難しいという事情もあるためと思われる。

(注29) 事例を子細に見ていくと、父母が再犯防止のために涙ぐましい努力をしながらも、再犯に至ってしまったという事例が、少数ではあるが存在し、父母ら保護者の苦悩が推測されるところである。例えば、包丁を持ち出しては暴れるため、家では包丁を全て隠して保管(殺人)、父が再犯者の殺人未遂前歴の被害者となった経歴あり(放火)、シンナーを吸引して暴れるため入院させた上、尾行して窃盗事件を現認して警察に相談(放火)、強制わいせつ事件を起こして以後、両親が会社からの帰り道を尾行・監視(強わい・強姦)、病院から与えられた薬を飲まないで暴れるので、みそ汁に混ぜて飲ませていた(強わい・強姦)等の事例がある。

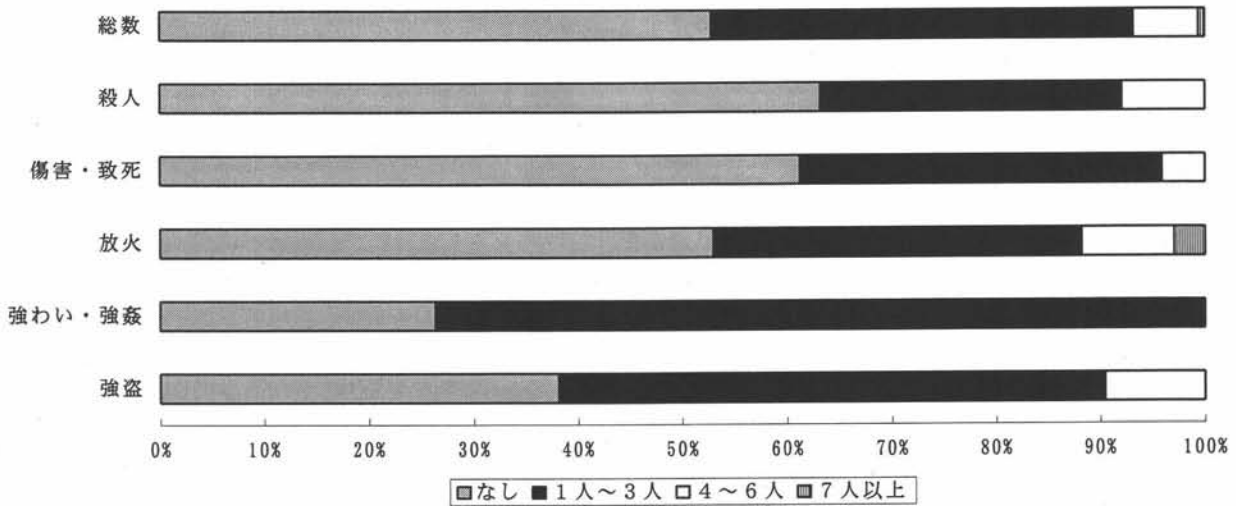
(注30) 精神障害者等の存在する例としては、弟に対人恐怖症あり(殺人)、姉に精神分裂病に罹患して強盗を犯し、入院した前歴あり(殺人)、兄が精神分裂病(殺人)、弟が精神分裂病(殺人)、妹が精神障害者(傷害・致死)、同棲相手の男が精神障害者(放火)、精神分裂病に罹患し殺人未遂事件を起こして10年以上入院後退院している兄が同居(強わい・強姦)、同棲中の愛人が覚せい剤中毒で被害妄想がでて入退院を繰り返している(強わい・強姦)等の例があった。

表20 犯罪群別再犯時同居人数

	総数	なし	1人～3人	4～6人	7人以上	平均同居人数
総数	161	85	65	10	1	1.1
殺人	38	24	11	3	—	1.0
傷害・致死	49	30	17	2	—	0.8
放火	34	18	12	3	1	1.3
強わい・強姦	19	5	14	—	—	1.6
強盗	21	8	11	2	—	1.3

注 法務総合研究所の調査による。

図23 犯罪群別・再犯時同居人数別構成比



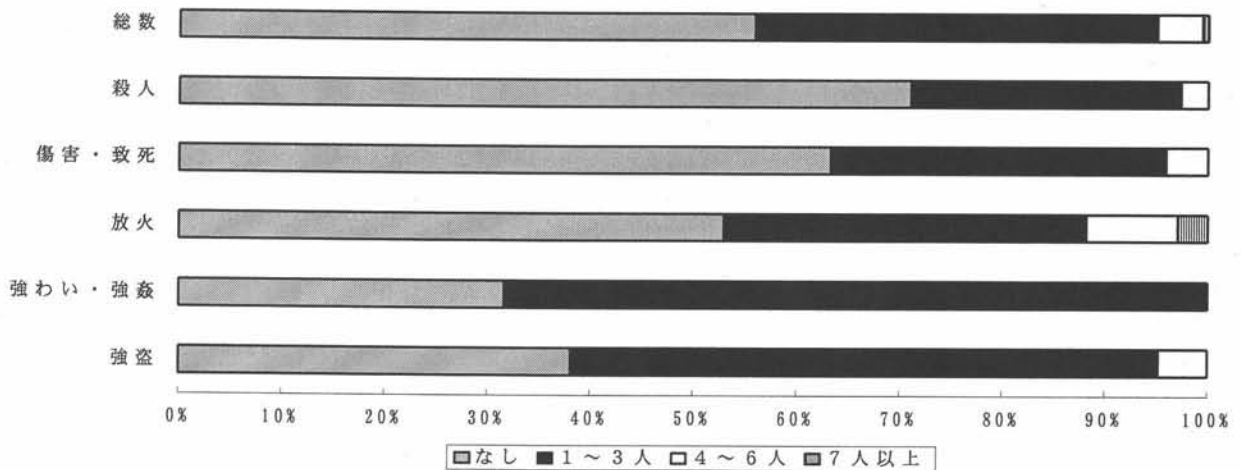
注 法務総合研究所の調査による。

表21 犯罪群別再犯時同居親族数

	総数	なし	1～3人	4～6人	7人以上	平均同居親族数
総数	161	90	63	7	1	1.0
殺人	38	27	10	1	—	0.7
傷害・致死	49	31	16	2	—	0.7
放火	34	18	12	3	1	1.3
強わい・強姦	19	6	13	—	—	1.5
強盗	21	8	12	1	—	1.2

注 法務総合研究所の調査による。

図24 犯罪群別・再犯時同居親族数別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

(8) 暴力団関係

暴力団との関係について、(元・現)幹部、構成員、準構成員を「構成員等」、(元・現)暴力団交遊者を「交遊者等」、これらの関係が証拠上認められなかった者を「関係を認めず」と分類した結果は、表22、図25のとおりである。

10～30%程度が「構成員等」と「交遊者等」を含む暴力団関係者であり、割合は、強わい・強姦、放火群で低く、傷害・致死群で高い。犯罪者一般における暴力団構成員等(構成員及び準構成員)の検挙人員に占める比率(平成11年警察統計による。^(注31))は、参考表2、参考図3のとおりであり、傷害・致死、殺人、強盗群等で割合が高く、強姦、放火群で割合が低いという一般的傾向を示しており、本件の精神障害者の再犯でもほぼ同様の傾向があるものと推定される。

暴力団関係者固有の心理的特性(暴力を賛美し、力による対決を好む。)に親和性のある犯罪において暴力団関係者の割合が高くなっているものと思われる。一般的な場合と本件の再犯とで暴力団関係者の割合に意味のある差があるとは認められない。

表22 犯罪群別暴力団関係

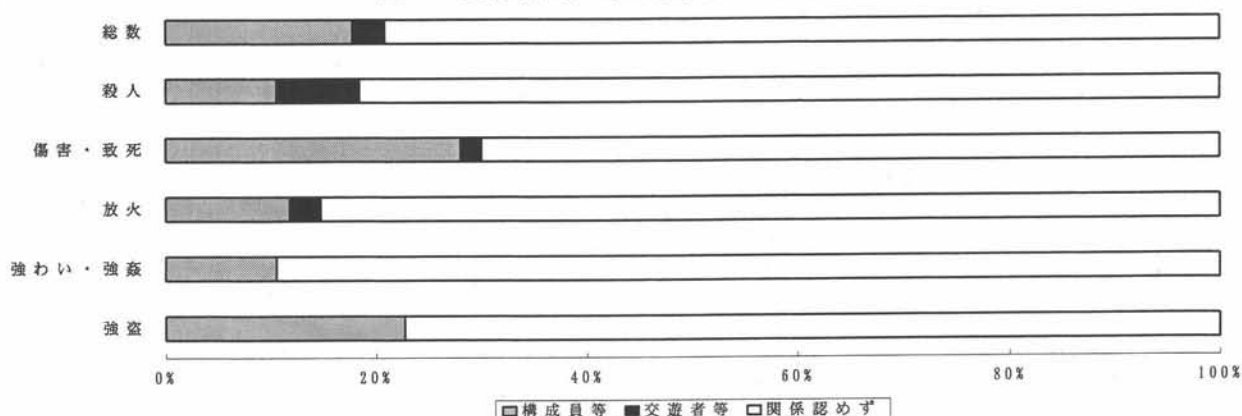
	総数	構成員等	交遊者等	関係認めず
総数	163	29	5	129
殺人	38	4	3	31
傷害・致死	50	14	1	35
放火	34	4	1	29
強わい・強姦	19	2	0	17
強盗	22	5	0	17

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「暴力団構成員等」とは、暴力団の構成員及び準構成員をいう。

(注31) 平成11年の警察統計による。なお、暴力団構成員等とは、構成員と準構成員とを合計した数であるので、表22でいうと交遊者等を除外していることになる。強制わいせつについては、暴力団構成員等比率の統計がないため、便宜上「強姦」のみで分類している。

図25 犯罪群別・暴力団関係別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「暴力団構成員等」とは、暴力団の構成員及び準構成員をいう。

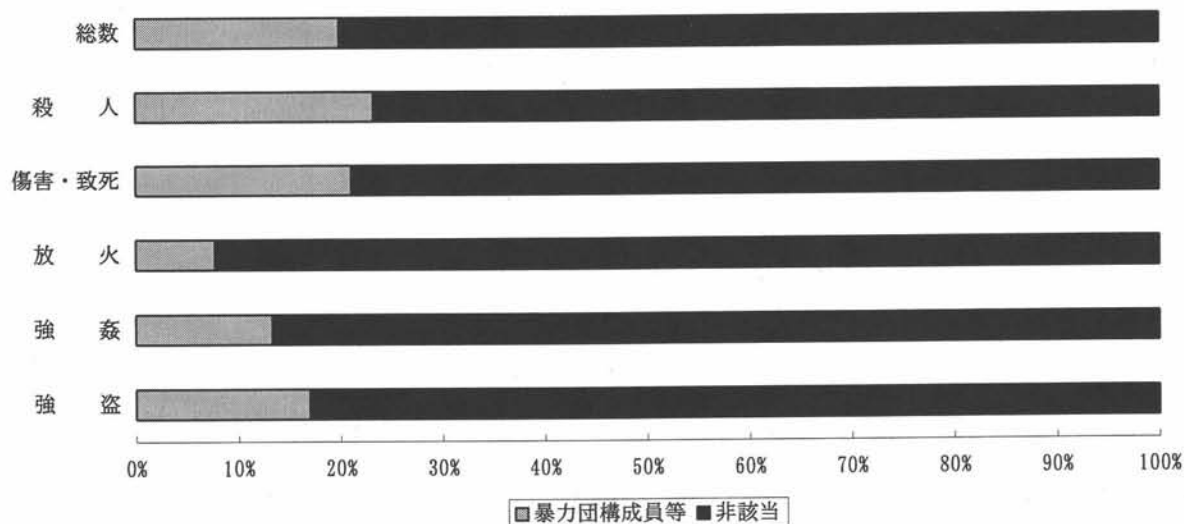
参考表2 暴力団構成員等の全検挙人員に占める比率

(平成11年)

	総数	殺人	傷害・致死	放火	強姦	強盗
総数	29,169	1,313	21,952	750	1,392	3,762
暴力団構成員等	5,804	305	4,618	58	185	638
非該当	23,365	1,008	17,334	692	1,207	3,124
割合 (%)	19.9	23.2	21.0	7.7	13.3	17.0

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」とは、暴力団の構成員及び準構成員をいう。

参考図3 暴力団構成員等の全検挙人員に占める比率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「暴力団構成員等」とは、暴力団の構成員及び準構成員をいう。

(9) その他

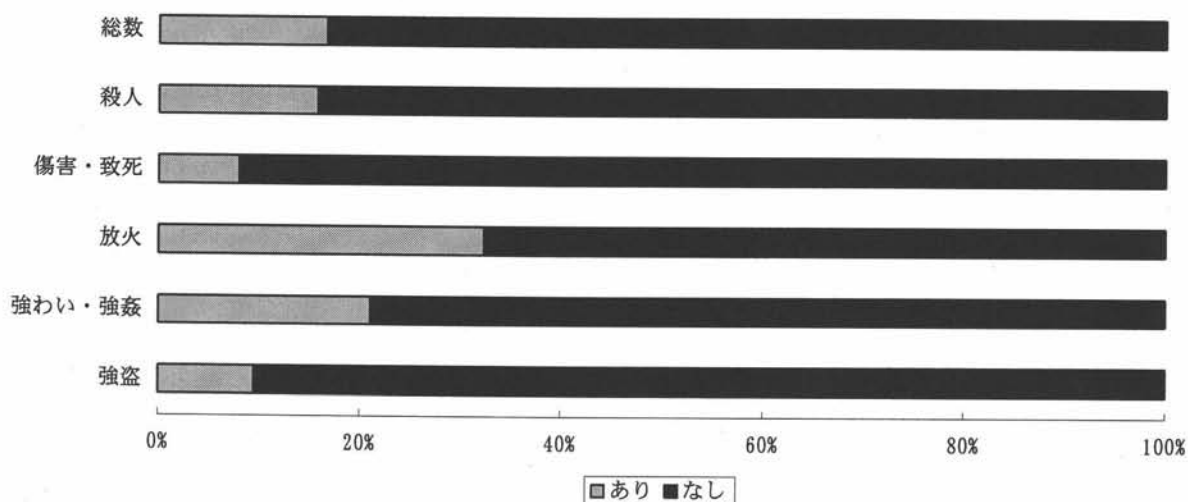
本件対象者中の血族に同様の精神障害者が存在する場合は散見されたので、鑑定書、医師の調書等記録上に血族中に精神障害者の存在が認められたものについて集計した結果が、表23、図26である。放火と強わい・強姦群が若干高く他は低いという差はあるが、いずれも30%程度以下にとどまっている。

表23 犯罪群別血族中に精神障害者の有無

	総数	あり	なし
総数	162	27	135
殺人	38	6	32
傷害・致死	50	4	46
放火	34	11	23
強わい・強姦	19	4	15
強盗	21	2	19

注 法務総合研究所の調査による。

図26 犯罪群別・血族中に精神障害者の有無別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

2 前科前歴及び問題行動歴関係

(1) 前科・前歴・非行歴関係

前科・前歴・非行歴の数は、再犯者の犯罪傾向を探る上で、最も客観的な項目であると思われるので、以下、総数、重大犯罪5罪種の合計数、10年内前科歴数、5罪種ごとの前科歴数、殺傷犯前科歴数、粗暴犯前科歴数、財産犯前科歴数、精神障害の発病前の前科歴数等、多角的に分析を試みた^(注32)。

ア 総数

(ア) 総前科歴数

再犯者の前科・前歴・非行歴（以下まとめて「前科歴」という。）総数の分布及び一人あたりの平均前科歴数は、表24、図27・28、累積百分率は表25のとおりである。

再犯者であるので、1回以上の前科歴を有するのは当然であるが、いずれの類型においても70%以上が2回以上、50%以上が3回以上、30%以上が5回を超える前科歴を有するなど前科歴が多い者の割合が高い。

(注32) 前科は検察事務官作成の前科調書に現れた罪名数、前歴・非行歴は警察の前歴票の記載数によって計算した。従って、実際の犯行回数よりは少ない数となっていることに留意する必要がある。